

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

1. 趣旨

- 一時保護施設に配置される児童指導員について、その資質の向上とともに、専門性の確保を図るため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準」という。）に規定する当該職員の任用要件を見直すこととする。

2. 改正の概要

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーを新設し、児童福祉司の任用要件として追加したところ（令和6年4月1日施行）。
- 児童福祉司のほか、一時保護施設に配置される児童指導員についても、虐待を受けた児童等への指導や心理的ケア等を担うことから、その資質の向上及び専門性の確保が求められている。
- こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者は、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者であり、当該者を一時保護施設に配置される児童指導員の任用要件に加えることは、一時保護施設に配置される児童指導員の資質の向上及び専門性の確保に資すると考えられることから、基準の一部を改正し、児童指導員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 児童福祉法第12条の4第3項

4. 公布日等

- 公布日：令和7年10月（予定）
- 施行日：令和8年3月2日